

改正後の寄附行為等の定めに関するアンケート

公益社団法人私学経営研究会

令和5年改正私立学校法（令7・4・1施行）により、（代表）業務執行理事等の定めや理事選任機関の設置など、新たな定めが設けられました。

本会では、（代表）業務執行理事を置くか、理事会と評議員会の決議が分かれたときに理事・評議員協議会を設置するか、理事会で選任する重要な役割を担う職員をどうするか等についてアンケート調査を行いましたので、その結果を公表いたします。ご参考になさってください。

調査期間：令和6年10月4日～令和6年10月25日
 調査対象：会員校（600法人）、非会員校（240法人）
 回答法人数：317（大臣所轄法人等200／知事所轄法人117）

【回答地区】

地区		大臣所轄	知事所轄	計
A	北海道・東北	22	6	28
B	関東	64	21	85
C	中部・北陸	28	21	49
D	近畿	55	29	84
E	中国・四国	13	24	37
F	九州・沖縄	18	16	34
計		200	117	317

A 代表業務執行理事の設置について

（回答数：大臣所轄200／知事所轄117）

代表業務執行理事の設置の有無		大臣所轄	知事所轄	計
①	代表業務執行理事を置かない（登記は理事長のみ）	129	85	214
②	” 置く（理事長とともに登記する）	36	21	57
③	” 置くことができる（条件付き含む）	8	1	9
④	未定・検討中	27	10	37
計		200	117	317

「②・③ 代表業務執行理事を置く」場合の役職名

（回答数：大臣所轄44／知事所轄22）

代表業務執行理事の役職名の有無		大臣所轄	知事所轄	計
具体的な役職	あり	26	14	40
”	なし	18	8	26
計		44	22	66

（回答数：大臣所轄26／知事所轄14）

具体的な役職名	大臣所轄	知事所轄	計
副理事長	15	10	25
学園長		2	2
常務理事	2	1	3
専務理事	5	1	6
副学長	1		1

副理事長、専務理事、常務理事	1		1
副理事長、専務理事、常務理事のうちから1名	1		1
専務理事、常務理事のうち1名	1		1
計	26	14	40

B 業務執行理事の設置について

(回答数：大臣所轄 200／知事所轄 117)

業務執行理事の設置の有無		大臣所轄	知事所轄	計
①	業務執行理事を置かない（理事長以外はみな非業務執行理事）	47	54	101
②	” 置く	121	39	160
③	” 置くことができる（条件付き含む）	8	4	12
④	未定・検討中	24	20	44
	計	200	117	317

「②・③ 業務執行理事を置く」場合の役職名

(回答数：大臣所轄 129／知事所轄 43)

業務執行理事の役職名の有無		大臣所轄	知事所轄	計
	具体的な役職 あり	94	32	126
	” なし	35	11	46
	計	129	43	172

(回答数：大臣所轄 94／知事所轄 32)

具体的な役職名	大臣所轄	知事所轄	計
副理事長	3	4	7
学園長		1	1
常勤理事	43	15	58
常任理事	7	4	11
専務理事	1	1	2
財務担当理事	2		2
副理事長、事務局長		1	1
副理事長、常任理事	3		3
副理事長、常務理事	10	2	12
学長、校長	1		1
常務理事、学園事務局長	1		1
常務理事、学内理事	1		1
常務理事、特定業務担当理事	1		1
常務理事、常任理事	1		1
常任理事、法人事務局長	1		1
専務理事、常務理事	11	1	12
教育担当理事、法人運営担当理事		1	1
副理事長、常務理事、常任理事	1		1
副理事長、専務理事、常任理事	1		1
副理事長、専務理事、常務理事	1		1
学長、副理事長、常務理事	1		1
院長、常務理事、事務局長		1	1
専務理事、常務理事、学院長	1		1
専務理事、常務理事、常任理事	1		1
寄付金担当理事、広報担当理事、建学の精神担当理事	1		1
常務理事、人事担当理事、財務担当理事、連携担当理事		1	1
専務理事、常務理事、学長、初等中等教育長	1		1
計	94	32	126

C (理事会と評議員会の決議が分かれた場合の) 理事・評議員協議会の設置について

(回答数：大臣所轄 200／知事所轄 117)

理事・評議員協議会の設置の有無		大臣所轄	知事所轄	計
ア	理事・評議員協議会の定めあり	25	24	49
イ	理事・評議員協議会の定めなし	166	60	226
ウ	評議員会の決議を必要とする事項がない(知事所轄法人のみ)		22	22
エ	未定・検討中	9	11	20
計		200	117	317

「イ 理事・評議員協議会設置の定めなし」の詳細

(回答数：大臣所轄 166／知事所轄 60)

定めがない理由		大臣所轄	知事所轄	計
①	理事会が丁寧に説明し、評議員会で再決議する	155	58	213
②	統一をみるまで何度でも理事会・評議員会を開催する	1		1
③	評議員会の決議を踏まえ、再度、理事会で審議・決議し、その結果をもとに改めて評議員会で決議する	1		1
④	決議が分かれないうよう、評議員会の意見も踏まえ理事会が丁寧に説明する	1		1
⑤	回答なし	8	2	10
計		166	60	226

D 理事会で選任・解任する「その他の重要な役割を担う職員」の役職について

(回答数：大臣所轄 200／知事所轄 117)

その他重要な役割を担う職員の有無		大臣所轄	知事所轄	計
ア	理事会で選任・解任するのは学長・校長のみ(その他該当する職員なし)	75	69	144
イ	理事会で選任・解任するその他の職員あり	75	18	93
ウ	未定・検討中	50	30	80
計		200	117	317

「イ その他の職員」の詳細

(回答数：大臣所轄 75／知事所轄 18)

重要な役割を担う職員の役職		大臣所轄	知事所轄	計
法人事務局長		48	12	60
副学長		44	1	45
学部長		32		32
副校長		18	6	24
教頭		15	8	23
(設置校の)事務長		15	6	21
学科長		11		11
病院長		5		5
研究科長		5		5
図書館長		3		3
内部監査室長		3		3
副学園長		2		2
副園長		2		2
学長補佐		2		2
部長職相当		2		2

総長	1		1
理事長特別補佐	1		1
局長	1		1
管理監督者以上の者は全て	1		1
学務部長	1		1
学院宗教主任	1		1
専攻長	1		1
通信教育課程課程長	1		1
学園（院）長	1	3	4
院長	1	1	2
経営監査役	1		1
経営戦略室長	1		1
主幹教諭		2	2
部長級以上の役職者		1	1
課長職相当		1	1
設置事業の管理者		1	1
児童発達支援管理責任者		1	1
寮監長		1	1
計	219	44	263

※ 複数回答

E 理事の解任の決議要件（評議員会以外）について

（回答数：大臣所轄 200／知事所轄 117）

評議員会以外の理事選任機関の有無		大臣所轄	知事所轄	計
ア	評議員会で全ての理事を選任・解任する（過半数決議しか認められない）	62	39	101
イ	評議員会以外の理事選任機関がある	138	78	216
計		200	117	317

「イ 評議員会以外」での理事解任決議

（回答数：大臣所轄／138 知事所轄 78）

理事解任の決議要件		大臣所轄	知事所轄	計
①	過半数決議	97	57	154
②	特別多数決議	20	6	26
③	未定・検討中（回答なし 5 件を含む）	21	15	36
計		138	78	216

「② 特別多数決議」の詳細

（回答数：大臣所轄 20／知事所轄 6）

特別多数決議の内容		大臣所轄	知事所轄	計
総数の 2/3 以上		2	1	3
" 3/4 以上		5	1	6
出席者の 2/3 以上		6	2	8
" 3/4 以上		1	1	2
議決に加わることができる（利害関係者等を除く）構成員の 2/3 以上		4	1	5
" 3/4 以上		1		1
3/4 以上の出席と議決		1		1
計		20	6	26

F 評議員の解任決議（評議員会以外）の定めについて

（回答数：大臣所轄 200／知事所轄 117）

評議員会以外の評議員選任機関の有無		大臣所轄	知事所轄	計
ア	評議員会で全ての評議員を選任・解任する（過半数決議しか認められない）	85	63	148
イ	評議員会以外の評議員を選任する機関がある	115	54	169
計		200	117	317

「イ 評議員会以外」での評議員解任決議

（回答数：大臣所轄 115／知事所轄 54）

評議員解任の決議要件		大臣所轄	知事所轄	計
①	過半数決議	82	38	120
②	特別多数決議	12	4	16
③	未定・検討中（回答なし 4 件を含む）	21	12	33
計		115	54	169

「② 特別多数決議」の詳細

（回答数：大臣所轄 12／知事所轄 4）

特別多数決議の内容		大臣所轄	知事所轄	計
	総数の 2/3 以上	2	2	4
	” 3/4 以上	1		1
	出席者の 2/3 以上	5	2	7
	議決に加わることができる（利害関係者等を除く）構成員の 2/3 以上	2		2
	” 過半数が出席し、その 2/3 以上	2		2
計		12	4	16

G 譲渡所得等の非課税の特例（一般特例）の対象となる要件を満たした寄附行為として
いるかについて

（回答数：大臣所轄 200／知事所轄 117）

一般特例の対象要件		大臣所轄	知事所轄	計
①	対象となる要件を満たした寄附行為にしている	47	32	79
②	対象となる要件を満たしていない	61	30	91
③	未定・わからない	91	55	146
④	剰余金の分配について、文部科学省の寄附行為作成例に記載がなく、明文化していない	1		1
計		200	117	317

H 評議員の報酬規程について

1. 報酬の有無（日当含む。交通費除く）

（回答数：大臣所轄 200／知事所轄 117）

評議員報酬の有無		大臣所轄	知事所轄	計
①	評議員の報酬あり	164	73	237
②	評議員の報酬なし	36	44	80
計		200	117	317

2. 報酬規程の有無（*無報酬の場合でも、無報酬であることを定める必要があります）

（回答数：大臣所轄 200／知事所轄 117）

評議員報酬の定め方		大臣所轄	知事所轄	計
①	役員報酬とは別に評議員報酬規程を定める	32	19	51
②	既にある役員報酬規程に評議員の報酬を追加する（無報酬でも追加）	106	54	160
③	寄附行為に無報酬であることを定める	3	11	14
④	未定・検討中	39	25	64
⑤	既に「役員等報酬規程」で定めている	19	8	27
⑥	既に規定で定めているが、報酬の改正を検討中	1		1
計		200	117	317